

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和 7 年 7 月 2 8 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年7月28日(月) 午後1時00分～午後3時28分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石 田 秀 男	副委員長 塚 本 よ し ひ ろ
	委 員 澤 田 え み こ	委 員 山 本 や す ゆ き
	委 員 石 田 ち ひ ろ	委 員 須 貝 行 宏
	委 員 松 本 と き ひ ろ	委 員 西 本 た か 子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久 保 田 企 画 経 営 部 長
	崎 村 企 画 課 長	吉 岡 政 策 推 進 担 当 課 長
	加 島 財 政 課 長	長 尾 施 設 整 備 課 長
	佐 藤 経 理 課 長	柏 原 区 長 室 長
	藤 村 総 務 課 長 (秘 書 担 当 課 長 兼 務)	川村コンプライアンス推進担当課長
	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長	宮 尾 人 事 課 長
	品 川 会 計 管 理 者	今井選挙管理委員会事務局長
	大 澤 区 議 会 事 務 局 長	

○午後 1 時 0 0 分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で1名の方から写真撮影の申請が出ておりますので、皆様にご意見をお伺いいたします。議題に入る前に許可をするかしないかを判断するため、各会派のご意見をいただきたいと思います。これまでは議題に入る前だけ自席から撮影を許可しておりますので、それぞれご意見をお伺いいたします。

○澤田委員

今までと同じように、冒頭だけでお願いします。

○山本委員

従来どおりでお願いいたします。

○塚本副委員長

従前どおりの扱いでお願いいたします。

○石田（ち）委員

議論の邪魔にならない範囲であれば、いつでもどのタイミングでも構わないと思っています。

○松本委員

審議の妨げにならないのであれば、ご自由に撮っていただいて結構かと存じます。

○須貝委員

従来どおりでお願いいたします。

○西本委員

従来どおりでお願いします。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。

それでは、皆様から従来どおりというご意見が多かったので、冒頭、自席から写真撮影をお願いいたします。

写真撮影の申請を行った方は、どうぞ写真をお撮りください。

また、その中で1名の方からは録音申請も出ておりますので、これは許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

1 請願・陳情審査について

令和7年陳情第28号 「品川に城南空襲の碑を」の陳情

○石田（秀）委員長

それでは、予定表1、請願・陳情審査を行います。

令和7年陳情第28号、「品川に城南空襲の碑を」の陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○藤村総務課長

それでは、私から陳情第28号、「品川に城南空襲の碑を」について説明させていただきます。

まず、こちらの陳情における要旨についてというところですが、最後のところになるかと思うのですが、1点目が、城南空襲の記憶を形にして、平和の尊さを伝えるために城南空襲のモニュメント、碑をとというものと、あともう1点が、区で発行する平和マップ、こちらのほうに品川の戦争遺跡の掲載をとのご提案かと思います。

まず、第1に、区としましては、城南空襲を含む戦争の惨禍や平和の尊さについては、区民の方々に知っていただき、その記憶を継承することですとか語り継いでいくということは大切なことであると考えております。そのため、区では、非核平和都市品川宣言に基づきまして、恒久平和の実現に向けた取組を推進しているところであります。そういった中で、平和の尊さを区民の皆様にお伝えしているところではあります。

また、今回ご提案をいただいた城南空襲については、区のホームページですとか、区史ですとか、また、ユーチューブの番組でも取り上げているほか、教育委員会のほうですが、展示会の講演をするなど支援しているような形で、支援はしているところであります。

また、生徒の発表の中で平和を考える上で、地元の戦災について触れられなかったことについてということで、陳情の中にも一文ございましたが、そちらについて残念に思われるというような陳情はご理解させていただきます。

ただ、区の平和事業に沿った内容が、区の事業として多いというところでしたり、発表の中で大多数というところだったというのは、まず間口として大きな視点で平和のほうに触れていただいて、そこから少しブレイクダウンして、平和を身近に感じられるようになった段階で、身近なこういった城南空襲ですとか、ホームページや区史で取り上げているところ以上の深いところを知っていただきたいという趣旨を持って事業を展開しているところであります。

ですので、現状としては、形とするのではなく、まず、記憶を継承するというところが重要ではないかと考えております。

そういった意味で、現在ではモニュメントの作製などは考えておりませんが、地元の戦渦について次世代に継承していくことは非常に重要であると考えておりますので、次世代のそういった平和意識の継承ですとか啓発を図る上で、地元の戦渦についてどう受け止めてどう継承していくかというところは、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今年は戦後80年、また、非核平和都市品川宣言40周年ということで、平和を考える、また、戦争とはということを大きく考えていく上で大事な年であると思っています。そして、まさにこの品川が戦争によって大きく被害を受けてきたということを知ることは大事なことだと思います。区がこうした非核平和都市品川宣言や、先ほどもご説明ありましたけれども、継承や語り継いでいくということは大切

なことということで、様々取り組まれていることは分かっていますし、先日の共産党の一般質問でも、品川区も加盟している平和首長会議が令和7年1月に出した要請文、核兵器のない世界の実現を目指すことを趣旨にした要請文について、区も同様の立場にあると答弁されたことは重要だと思いますし、また、今年の広島・長崎の平和祈念式典に区長が参加されるという答弁もされました。

なので、やはり戦争について、核兵器について、そして平和について、こうしたことを深く考えていくということについては、区の立場と陳情者の思いというのは大きく違うものではないと思っています。

その上で、陳情では、城南空襲の碑、モニュメントを造ってくださいと。これは共産党としても、3月の予算特別委員会で同様に求めておりまして、区の考えとしても、今、ご答弁されたように、否定するものではなかったと思っています。まず何からやっていくのかということで、形に残すということではなくて、記憶の継承ということの説明でした。

それで、区のユーチューブ公式チャンネルを私も見ましたが、城南空襲を体験された方に、まちを巡りながら、こちらの空からB29が飛んできたのだとか、そして、あちら側全部が焼けたのだという説明をされていて、この品川というまちにも戦争の惨禍が襲ってきたということがリアルにイメージできるものでした。

なので、まちの中にそうした印とありますか、伝えるものがあると、話を聞くだけではなくて、まちの中にあるということが、多くの人の実感できるものになるのではないかと思います。

なので、城南空襲の碑を造り、そこに説明と併せてQRコードなどもつけて、動画に飛んでいけるとか、さらに詳しい説明のところにつながっていくとか、そういう工夫をすると、リアルにさらになっていくのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○藤村総務課長

どういった形の碑を造ると、どういった効果があるというお話をいただいたところですが、陳情者の方と、考え方というところは同じところもあるかとは思っておりますが、区としての手法としては、今のところ少し違うところがあるのかというところで、やはり先ほど申し伝えましたように、次世代に平和の意識の継承というのを図るところでは、まずはそういった形ではなくて、まず、意識を継承して、その上でどういった形を取っていくかというところは今後の課題としたいと考えております。

○石田（ち）委員

陳情にもありますけれども、語り継ぐ、3年前からこの会の皆さんも、空襲の足跡を見つけて、平和を考えるために、城南空襲焼け跡歩きをやってきたと。これはやはり案内してくれる人がいなければ、詳細が分からなかったということが書かれております。しかし、一年一年、語ってくれる方や証言してくれる方が減っていくということですので、マップに残していくということも要望されていますので、それと併せてまちの中に、先ほども言いましたけれども、碑、モニュメントのような大きなものでなくても、様々、焼け跡にそうした説明書きとありますか、そして、また、QRコード等もつけて、そういうリアルにこのまちが過去に、今起きている戦争のような状態になったことがある。でも、それを繰り返させないのだという品川区の取組とさらにリンクさせて、活かしていけることにつながっていくと思うのです。

なので、マップに残していくということも大事なので、マップに残した部分には、そうした説明書きのようなつい立てとありますか、そうしたものを残していくと、語り継ぐ方がもしどんどん少なくなったとしても、そうしたものから、まちの中を歩いていてもつながれるということになっていくと思うのですけれども、ぜひご検討いただきたいと思うのです。

それで、こうした会の皆さんと直接懇談していただいて、やはり10年も活動が続けておりまして、3年前からはそうした城南空襲の足跡を見つけ、平和を考えるためにまちを歩いているということですので、取組を活かしていく方向でぜひ直接懇談していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤村総務課長

高齢化というところが課題というところですか、この会の方と直接というところをお話いただきました。城南空襲に限らず、戦争を実際にご体験された方々の高齢化というのは、多くの平和の継承というところで課題になっているところかと思います。

そういったところも一つの課題というところですか、実際の戦争というところと区の平和事業がリンクしていったほうがいいのではないかというお話もそのとおりかと思うので、会の方と直接の交流とか、そういったところも含めて、こういった形がいいのかというのは、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○石田（ち）委員

ぜひご検討いただいて、どういう形で残していくことを望まれているのかというのを詳しくお話ししていただいて、それで、やはりそういう町なかにそうした戦争の空襲の足跡等を見つけていくというのは、子どもたちのフィールドワークみたいな、そういうのにも使えますし、まち歩きなども、今、暑いなかなは大変ですけれども、それ以外の季節には、そういったまち歩き等もやられることも多いので、そうしたことにつなげていけるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○西本委員

確認なのですが、子どもたちへの教育という意味でいうと、ここの担当ではないと思うのです。教育委員会になってしまうと思うので、知っている限りでいいです。現状として、城南空襲を含めた教育というか、生涯学習でもいいのですけれども、そういうのはどこかでやられているケースがあるのですか。分からなければ、教育委員会に聞いてくださいと言われればそれまでなのですが、そういうのはあるのでしょうか。あまり聞いていないのです。この陳情趣旨の中にも、講演等々で、祈念式典等々で触れていないということで、残念だったと書いてあるのですけれども、確かに触れるケースが今までも少なかったかと。ただ、あったことは分かっているのですけれども、その辺の啓発活動とかというのは、どのぐらい品川区で取り組んでいるのでしょうか。位置づけを知りたいです。

○藤村総務課長

城南空襲に限ってという、現在の取組については、教育委員会に聞いていただいたほうがというところはありますが、平和学習本体という形で考えると、広島に毎年中学生を派遣しておりまして、帰ってきた子どもが学校で報告を行うというところがありますので、そういった意味では、平和というところの教育自体はやっているという形で考えております。

○西本委員

他区では、どうしても平和という、広島・長崎という形になるのですけれども、ただ、品川区の中で何が起きていたのだということは、何かしらでまとめたほうがいいのかという、思いとしてはあります。

なので、碑を建てるとか建てないとかという以前に、こういうことがあったのだということの継承というほうが、私は重きを置いたほうがいいのではないかと思います。その上で何か形になるものというのは活かされてくるのだらうという思いがあるのです。なので、教育委員会に別途聞かないと分かり

ませんけれども、もう少し区民の皆さんに品川区の歴史の一つとして知ってもらおうという活動が必要なのかと感じました。

○須貝委員

品川区としては、平和事業に対しては様々工夫をされ、区民に知らしめているかと考えております。それを、広島もそうですが、学生を派遣したり、平和を考えてくれと。原爆についても、様々な問いかけ、また、それぞれの子どもたちが平和に対してもう一回見詰め直すということに対して尽力していると思います。

その努力はもちろんあるので、ここでモニュメントというお話が出ているのですが、私は、平和事業というのはモニュメントではなくて、語り継ぐ、こういうことがあったということを、西本委員もおっしゃっていましたけれども、そういうところを品川区の中で文字として入れて、こういう悲惨な空襲がありましたというところを入れて、残しておく。そこで子どもたちが、また、区民の方が平和を考えたときに、思ったときに、こういうことも品川区にあったのだということを思い返していただいて、今後の平和につなげていく。区民が、また、子どもたちがそのように考え直していくということのほうが私は大事だと思うので、やはりモニュメントありきではないと思います。今後も、地道な努力でしょうが、分かりやすいような文章、文面をつくって、それを知らしめる努力をしていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、令和7年陳情第28号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いします。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもおっしゃってください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、議論を踏まえて、不採択でお願いいたします。

次世代に地元の戦禍を伝えていくという、先ほど総務課長もおっしゃっていましたけれども、本当に大切なことだと思いますので、引き続き子どもたちへの平和教育や、より分かりやすい、例えば、ホームページにさせていただくなど、様々な手法によって今後も伝え続けていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すでお願いいたします。

中身について申し上げます。まず、戦後80年の節目に当たり、城南空襲の記憶を次世代に伝えるために、長年活動を続けてこられた陳情者の皆様に心から敬意を表します。

体験者の方々が減る中で、講演会や焼け跡歩きなどを通じて、地元の戦争被害を広く伝える取組は、平和を考える上で非常に貴重な活動だと考えています。

一方で、今回の城南空襲の碑設置については、現時点では不採択と言わざるを得ません。理由を申し上げます。まず、城南空襲の事実そのものが区民に十分浸透しているとまでは言い難いため、認知度を高める啓発活動や民意の醸成が先決であると考えるところ。次に、碑の設置には、場所選定や維持費用などの課題があり、十分な検討が必要であること。また、城南空襲というと、品川区のみならず、広域的な歴史でもありますので、区単独での対応には限界があるのではないかとこのところでございます。

区理事者からの説明にもありましたが、品川区としては、既に非核平和都市品川宣言を掲げ、平和の花壇やパネル展など、平和教育のための取組を継続しています。これらを一層充実させて、陳情者の皆

様の活動と連携しながら、平和の大切さを伝えることが重要だと考えます。

結論として不採択といたしますが、皆様の活動は平和の継承に不可欠であり、今後、区民の皆様の理解が深まる中で、その在り方について議論が進むことを期待しております。

○塚本副委員長

本日結論を出します。結論からいうと、不採択であります。

この陳情者の方々が陳情に述べられている内容については、その思いや考え方ということについてはもちろん共鳴をするところでもありますけれども、やはり区からのお話もありましたが、具体的な事業として、碑を建てるなどという個別具体的に何がいいのかということになると、それはやはりいろいろなところとの調整とか、いろいろなところとの合意形成とかといったことを踏まえながら、軽々にはなかなか判断できない内容になってくると思いますので、その意味において、この陳情においては不採択とさせていただきたいと思います。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

先ほども言いましたけれども、語り継いでいくというものと、碑を建てていくということは何ら矛盾するものでもありませんし、同時に進めていくことは十分可能ですし、さらに知っていくというところが広がっていくというのにつながると思いますので、隣の港区などでも山の手空襲追悼碑とかがありますし、他区の状況も見えていただき、参考にさせていただきながら、ぜひ検討していただきたい。マップに記していくというのは本当にいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っています。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

城南空襲について区民があまり知らないというのは、恐らくそのとおりだと思っております、その部分について、区民に語り継いでいくということは、知ってもらうということは極めて重要だと。これも思っています。

ただ、手法について、モニュメントがいいのかといったら、必ずしもそれは、同じ予算をかけるのであれば、別の手法もあり得るのかと思っております、モニュメントを造って、それは大事なこともかもしれませんけれども、造ったけれども、このモニュメント自体が忘れられてしまう。これは本件に限らず、そういった、モニュメントはあるけれども、何のモニュメントなのか分からないというようなことというのは、全国でよくある話であるかと思しますので、モニュメントに限らず、どうしたら知ってもらうという目的にマッチする方法があるのかというところは、これは考えていく必要があるのだろうと思います。

同じモニュメントでも、何か物をどこかに造設するというだけではなくて、例えば、東日本大震災のときの一本松。あの一本松についても、あそこに何かモニュメントがあるというか、物があるからデジタルモニュメントという発想もあって、万博のところにそういうデジタルのモニュメントを造って、それで知ってもらうという手法もあります。

例えば、区役所の中にデジタルサイネージのあるところに、どういう空襲があったのかというところを流していくという手法もあると思いますし、それで言うならば、これからやはり戦後長くたっていくと、資料が散逸するということも極めて大きな問題だと思います。資料もデジタル化をしていって、それを大人もですけれども、子どもたちにきちんと知ってもらうというやり方を考えていくということも極めて重要ではないかと思います。

加えて、先ほどやはり認知度が低いというところなので、これは自分たちがいるまちで何が起こったのかということを知ることができれば、それはより空襲についてイメージが付きやすい。東京空襲とか、あるいは広島・長崎の原爆というよりも、品川区で、自分が住んでいるまちで何が起こったのかということを知ってもらうというのはイメージしやすいところかと思いますので、これは必ずしも総務課だけではなくて、教育委員会との連携にはなるかと思いますが、一考の余地があるのかと思っております。

ただ、いずれにしても、モニュメントという具体的なものについて、その手法が適切かどうかというのは、この中では私からは建てようということとはなかなか申し上げられませんが、不採択といたします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いしたいと思います。

品川区にお願いしたいことは、城南空襲を語り継ぐ会の皆さんとぜひ話し合う機会を設けていただいて、区でも進めておりますけれども、品川の戦争の記憶を伝え、平和を願う取組について、よりよい方法を私は進めていただきたいと思います。

○西本委員

本日結論を出していただきたいということと、不採択でお願いします。

この陳情の趣旨を含めて、理解するところはたくさんあります。ただ、先ほども申し上げましたように、やはり知らない方が多いと思うのです。なので、品川区の歴史を語るという中に、こういうのをしっかり取り込んで入れていただきたいという思いがあります。子どもたちだけではなくて、親というか、大人たちも、品川区に住んでいる以上、やはり品川区の歴史を知るといえるのはとても重要なことだし、ぜひそちらのほうをまとめてもらいたいと思います。

啓発については、碑というのもあるのですが、先ほどもいろいろご意見がありましたが、やはり形骸化してしまうということもあるので、それよりも、しっかり語り継ぐということが一番重要なことではないだろうかと思っています。

なので、今後、品川区の歴史を語るの中に、こういう空襲が当然入ってくると思うので、そこに組み込んでいただくというのをぜひしていただきたい。

どんどん高齢化になってくるので、語れる方が亡くなってしまうと思うのです。なので、できれば、今回、取組をされている方と一緒に、どういうことがあったのかというのはまとめておくべきことなのではないかと思っていますので、ご検討のほどよろしくお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

皆さんに今、お伺いをいたしました。皆さんからは、本日結論を出すということでまとまりましたので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、結論を出していきたいと思っております。

それでは、令和7年陳情第28号、「品川に城南空襲の碑を」の陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成者少数でございます。ありがとうございます。よって、本件は不採択と決定をいたしました。
以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

- (1) 三木小学校外壁改修その他工事請負契約
- (2) 宮前小学校外壁改修その他工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

(1)三木小学校外壁改修その他工事請負契約および(2)宮前小学校外壁改修その他工事請負契約を一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、本日も報告する案件のうち、報告事項(1)(2)は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。また、この2件は学校施設の外部改修等の工事請負契約のため、一括でご説明いたします。

資料は2ページをご覧ください。報告事項(1)三木小学校外壁改修その他工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は次の3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億3,189万円、契約の相手方は加地建設株式会社、代表取締役加地保弘氏です。支出科目は令和7年度一般会計、工期は令和7年11月28日です。

4ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は、老朽化に伴い、計画的に施設の外壁改修、屋上防水工事、便所改修工事等を行うものです。

続きまして、5ページに行ってくださいまして、報告事項(2)宮前小学校外壁改修その他工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は6ページの入札状況調書に記載のとおりです。

5ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億4,179万円、契約の相手方は大久建設株式会社、代表取締役大内一昇氏です。支出科目は令和7年度一般会計、工期は令和7年10月31日です。

7ページの工事概要書をご覧ください。本工事は、老朽化に伴い、計画的に施設の外壁改修、屋根の防水工事、屋上フェンス塗装工事等を行うものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○須貝委員

今回の工事に対して、多数のJV、業種が違う外壁工事と電気工事に入っていると思うのですが、本来、この事業所に頼むならば、電気事業所は事業所でまた頼むのが通例なのかという気がするのですが、今回は一切そういう手法ではなくて、1社に入札、決定となっているのですが、その辺について、両方ともそうですね。宮前小学校も。それについて教えてください。

○佐藤経理課長

今回、工事の中、概要書にありますけれども、電気あるいは設備の工事も含んでおりますが、あくまで外壁工事をする中で設備を一旦外したり、あるいは取り付け直したりというところの工事ですので、

新たに設備をつけるですとか、設備自体の改修をするですとか、そういったことではないと聞いておりますので、今回一括して工事1件で出しているというところでございまして、設計の中でも、検討の上、そのような形で発注していると聞いております。

○須貝委員

すみません。質問が悪かったのかもしれないですけども、電気工事というのは資格が必要ではないですか。そうしたら、やはり電気事業所に依頼するというのが通例だと思うので、この会社にしても、資格がなければ取り外せないのですから、それは少し違うと思うのですが、その辺、おかしいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○佐藤経理課長

1件の工事で発注いたしますけれども、そういった資格が必要ですか、専門的な部分というのはどうしても出てきますけれども、その場合は、いわゆる下請といいますか、協力会社の協力を仰いで工事を行っていくと聞いておりますので、今回の工事についても同様かと思います。

○西本委員

今さらということかもしれないですけども、三木小学校の3ページのところに入札状況調書というのがあって、令和7年6月23日執行と書いてあるのです。宮前小学校のほうは、同じところに令和7年6月25日になっているのです。これはタイミング的にはどういう感じなのですか。これ、どういう意味なのか、教えてください。

○佐藤経理課長

執行日ということは、この前に電子入札で区のほうは発注および入落札をやっていますけれども、開札をする日が執行日ということで載せさせていただいております。

○西本委員

三木小学校のほうは、落札したのが加地建設ですよね。宮前小学校のほうは、4番目に加地建設が辞退されているのですよね。これ、同じ時期に出されているということなのですかね。これ、同じタイミングで2つの三木小学校と宮前小学校と入札というのをかけているのですか。それで加地建設は両方にかけた形という理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤経理課長

入札の場合は、一定程度の期間に見積り期間というのを設けます。事業者のほうは一旦、入札の公告が出た後に、参加するかどうかというのを表明した上で、参加すると言ったところに詳細な設計図書をお渡しして、見積りをさせていただくという形になります。

今回、2件同じ時期にということですけども、学校は夏休みに多く工事を出す関係もありまして、この時期、同様の時期に出しているということがあります。

事業者が両方に手を挙げられるかというお話なのですけども、これについては、参加表明自体は両方できるというところですが、この後、詳細な設計図をもらって、それぞれ見積もるわけなのですけども、その中で事業者が実際どちらの工事に札を入れるかというところは、それぞれの事業者で検討するところですので、その段階で両方取るような大きい余力がある事業者もいますし、そうでなく、こちらだけということもありますので、そちらは事業者の判断ということになろうかと思います。

○西本委員

もちろん事業者の判断になってくるのですけれども、結局、三木小学校と宮前小学校と同じ日に入札があった。それで手が挙げたところに条件を出した。そこで、加地建設には申し訳ないのですけれども、

加地建設が三木小学校を落札できました。それをもって宮前小学校のほうは取り下げたというように見えてしまうのです。要は、宮前小学校のほうの辞退の理由が、配置予定技術者の配置が困難になったためとなっているので、そういうことなのかとここから読み取れてしまうかと思うのです。

別に入札だから、事業者の自由なのです。別にそこを細かく言う必要もないのですけれども、でも、手当たり次第に出して、それで辞退となってしまうと、それはいかななものかと思ってしまうのです。

なので、そういうことはあまりよろしくないと思うので、何が言いたいかという、例えば、3つぐらい入札があつて、3つ全部出した。取りあえず出しておくかといって出した。でも、それで1つが落札したから、あと2つは要りませんという形になる。逆に言うと、2つ取れてしまったらどうするのかという話です。本来は自分たちの余力として、力として1つの工事しかできないのに、手当たり次第にやって、そこが落ちてしまった場合に、不調になってしまうのですかというような状況を私は心配してしまうのですけれども、そういう規制とかはかけられないものなのですか。それは全部お任せになってしまうのかということが心配だと思っているのが1点と、それから、別件で、三木小学校と宮前小学校、まだ学校の改築の計画は立っていないと思うのです。部分的に講じていくのはいいのですけれども、やはり計画が全然立っていないから取りあえず修繕しておこうかみたいな感じなのですか。その兼ね合いはどうなっているのでしょうか。めどとかはついているのですか。全くついていないから、取りあえず改修はしようかというところなのですか。

○石田（秀）委員長

契約の話だから、答弁できるところで結構です。

○佐藤経理課長

2点お尋ねかと思えます。1つ目の、2つ同時期の契約だけれども、両方落札したらどうかというお話かと思えますけれども、当然、こちらとしては履行を前提として入札をかけていますので、事業者も当然そういった前提で入札しているというのは共通の認識を持っているというのが大前提ですけれども、もちろん落札したけれども履行できなかったといえ、それは不適切といえますか、不誠実な対応ですので、こちらとしても対応はしますけれども、現状はそういうことはなくて、同時期にあれば、冒頭申し上げたとおりで、事業者でどちらに参加するかということを判断されて入札していると認識しております。

2点目の小学校の改築のところですが、教育委員会から聞いているところまでですが、三木小学校を含めて、周囲に狭隘な道路ですとかがあつて建て替えが難しいというのがあるということは認識しておりまして、特に三木小学校については、現状、道路の幅員ですとか、建て替えた場合の工期ですとかの検証をしていると聞いております。

今回の工事は、その中でもすぐにやらなければならないという緊急性を考慮して発注していると聞いております。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川区入札監視等委員会の設置について

○石田（秀）委員長

次に、(3)品川区入札監視等委員会の設置についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項(3)品川区入札監視等委員会の設置についてご報告いたします。

資料8ページをご覧ください。資料の1、品川区入札監視等委員会の設置目的です。本委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、および昨年議決いただきました品川区公契約条例の趣旨を踏まえまして、区が発注する契約に係る手続やその内容につきまして第三者が審議を行い、意見を述べていただくことにより、透明性を確保し、公正な競争を促進することを目的としまして設置するものです。

次に、2の委員会の構成等です。中立・公正の立場で客観的に審査その他事務を適切に行うことができる学識等を有する3人以内の委員で構成することとしまして、具体的には、ほかの自治体も参考にしまして、学識委員は大学の教員、弁護士、公認会計士の方に委員の就任をお願いしております。

委員会の会議は、委員が率直な意見を述べやすくするために非公開といたしますが、議事概要は後日公表を予定しております。

次に、3の委員会の主な所掌事務です。本委員会は、(1)として、工事、物件の購入ですとか、委託等の契約の入札・契約手続の運用状況等について報告を受けるとともに、(2)で、委員が指定した対象契約に関し、一般競争入札の参加資格の設定、指名競争入札に係る指名の理由等について審議を行い、次の(3)で、これらに対して区長に意見を述べることを主な所掌事務といたします。併せて(4)で、総合評価一般競争入札、これは工事契約において入札価格以外に工事成績や配置予定技術者の資格、実績、地域貢献等を評価して落札者を決定する契約ですが、この契約における落札者決定基準の設定および変更に係る意見の聴取に対し、区長に対し意見を述べることを所掌事務といたします。

最後に、4の実施スケジュールです。今年度は第1回の委員会を8月下旬に開催しまして、初回ですので、品川区における契約制度の説明を区からするとともに、今後の審議の仕方について議論いただく予定です。12月の第2回で、令和7年度上半期の契約について審議をいただくことを想定しております。以降、年2回の開催を予定しています。

○石田（秀）委員長

説明は終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

まず、年間、委員会数をどのぐらいやるのか。それから、報酬等についても聞かせてください。

そして、有識者、学識等を有する、3人以内で構成するとありました。他の自治体を見ても、大体3人と基本的にはなっているようですが、大学の先生、教授、弁護士、公認会計士、こういう方たちで専門的に、例えば、先ほど工事請負契約をやりました。これは適切なのか入札の段階で審議したときに、専門的な知識がなくて、その方たちが判断できるのですか。教えてください。

なぜ私がそう言うのかというと、先ほど三木小学校の場合には、落札者と第2位の方の金額を見ると、入札価格の差が0.4%の差しかないのです。もう少しあるのかもしれないけれども。それから、もう1点の宮前小学校においては、0.08%、1位と2位、これ、2社しかいませんから、こんな状況を見て、誰が考えても区民の方、おかしいと思いますよね。建物の工事に対して、これだけの差しかない。そんなばかげたことは民間ではあり得ません。そういうことは経理課長などが分かっていると思うのに、このように入札させて決めていく。そういうことをチェックしなければ、入札監視等委員会を設置する

意味はないのではないですか。どうなのですか。その辺、ご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

3点、ご質問いただいたかと思います。まず、1点目の年間の委員会の数ですけれども、4の実施スケジュールにも書いてありますが、他の自治体などを見ましても、1年を前半と後半に分けまして、前半を後半に行う委員会で議論いただく。後半を翌年度の前半に行う委員会で議論いただくという形が多いので、区としましては、年2回開催を予定しております。

次に、報酬ですけれども、区で開催しております同様の委員会等を参考にいたしまして、委員長は2万3,000円、委員は2万円という形で想定しております。

最後、3点目ですけれども、専門、学識を有する方3人に入っていていただいておりますが、手続に関するところを議論いただくというところですので、その基準をお示ししまして、それがそれぞれの分野の知見からどうなのかということを検討いただいて、意見をいただくということを予定しております。

また、委員のほうから、今回、事例としまして、1位2位の差が少ないのではないかとこのところですけれども、これに関しては、入札ですので、他社が幾らを入れるか分からないという中でそれぞれ積算して入れているというところですので、その差が大きい小さいかは、実際開札してみないと分からないというところだと思いますし、また、人件費ですとか鋼材費がどんどん高騰していているという現状ではありますので、高い金額に寄ってしまうというのは全体の傾向としてあると考えております。

○須貝委員

企画課でも財政課でもそうですけれども、1円単位で細かく事業に対して予算を立てて動いているわけではないですか。それが、入札した会社が、第1位と第2位の入札価格が0.08%の差しかないとか、やはりそういうところを見ると、私はそういうところを監視しなければ、入札監視等委員会、入札を監視するのですよね。今、手続を見るだけだったら、申し訳ないですけれども、どなたでもできるのではないですか。区の職員でも、適正かどうか。経理課長、違いますか。これ、もし自分のうちを建てるときに、1社と2社、0.8%の差しかなかったら、民間の人だったら「おまえ、ふざけるんじゃないよ」と私はなと思います。恐らく区でも、これだけ財政課、企画課が一生懸命考えて、事業費をどうしようかと、あれだけ分厚い予算書、決算書を我々見せられているのです。その中でこのようなことが、入札価格にほとんど差がないというのはおかしいと思って、しっかり監視する。他の自治体でやっているのを見ても、手続のみを、手続だけですよね。それでは何も意味がないので、監視などつける必要はないです。手続がいいか悪いか確認するなら、職員だけで大丈夫ではないですか、それだったら。違うでしょう。何かおかしいから改革しようとして、区でも今、何かやろうとしているのではないのですか。もう一度ご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

2点、ご質問かと思います。1つ目は、監視についてということですが、一般の人でも、あるいは職員でもということですが、もちろん我々行政としては、問題ない手続を決めて、それに沿って行っているというところではあります。今回、冒頭ご紹介したいいわゆる入契法といいますけれども、適正化の法律でも、透明性を図るためには、第三者的な方に見ていただいてご意見をいただくというのが一つ手法としてはあるのではないかとこのことで、努力義務という形で規定されているということです。

我々としてもきちんとやっているところではありますけれども、一般の区民の方から見て、行政がきちんとやっていますと言うよりも、一定の知識がある方が同じ情報を見た上で判断いただいて、ご意見

をいただくということで、より透明性が高まるということがこの法律の趣旨かと思っておりますので、今回については、そのような形で進めていきたいと考えております。

また、もう1点の、繰り返しになってしまいますけれども、入札の金額の具体的なところですが、やはり人件費、あるいは資材費が高騰しているという中で、事業者の努力する幅もなかなかなくなってきているというところは、意見として事業者からもいただいているところですし、国としましては、いわゆるたたき合いではないですけれども、不当な低い金額で入れて、それが結局は現場の労働者の賃金に反映というか、そこを減らして行われるということで、成り手不足ですとか、そういったものにつながっているという反省の中で、法律も昨年改正されているというところもありますので、そこについてはもちろん注視はしておりますけれども、現状について何か問題があるという認識ではございません。

○須貝委員

意見だけやはり言わせていただきます。今、入札価格は、これ、奇跡的な金額なのです。1社と2社が0.08%、0.1%、これは完全に奇跡ですよ。民間でどこを聞いてみても、こんなものはあり得ない。まずそれを第一に言っておきます。

それから、やはり専門職員というのは、専門家が入らなければ駄目ではないですか。工事費というのは、年間何百億円という金額を品川区でも使っているわけではないですか。それはやはりそれをきちんと区民に見えるように、区民から、これはきちんと品川区、監視しているという対応を私はしていただきたい。

それから、年2回といいますけれども、これだけ品川区、様々な事業をやって、様々なこういう工事、請負工事契約とか、様々な契約をやっています。年2回で済むという話では私はないと思います。やればやるほど、私はきちんとした契約制度、会計制度になると思いますので、ぜひそういうところはこういう名前だけ、入札監視委員会とか、こんなきれいな名前をつけないで、つけるなら、きちんと私はやっていただきたいと思います。

○西本委員

もう一度ご説明いただきたいのですが、今の須貝委員の質問に関連すると思うのですが、1番の設置目的のところに、透明性を確保し、公正な競争を促進すると書いてあるのです。透明性というのはどういって透明性を目指していくのですか。今と何が違ってくるのでしょうか。公正な競争を促進するというのは、今までもやっていると思うのですけれども、何が変わるのでしょうか。

それと、いずれにしても非公開ではやるけれども、概要は公表するということなのですが、概要といっても、どのレベルのものを公表していくのか。あまりにもばくつとしたものだ、よく分からないと思うのです。いいかどうかの判断もつかない状況になってしまうので、やはり監視委員会というのをつくる以上は、かなり細かいところまで総務委員会のほうには提示してもらわないと、これ、設置した意味がないですからね。今、須貝委員も言ったように、意味がないではないかと。意味がなくなってしまうような状況にはならないように、何が変わってくるのかということもきちんと示していただきながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤経理課長

主に2点かと思えます。1つ目の設置の目的のところかと思えます。透明性の確保と公正な競争の促進というところで、基本的には我々としましては、委員ご指摘のとおりですけれども、今も適正に事業を執行していると。契約事務は執行していると認識しておりますけれども、透明性の確保というところは、同じところでも、こういった学識の方に入っていていただいて、その方々にきちんと説明をして、その

上でご意見をいただくということですので、より透明性が高まるということだと思います。

2点目ですけれども、どの程度公表するのかというお話かと思いますが、これに関しては、1回目の委員会のところで、今後の進め方というところを議題にして、各委員にご意見をいただくという形になりますけれども、ただ、ほかの自治体の例を見ますと、いわゆる質疑の概要部分、どういう質問があって、どういうお答えをしたかというところと、あと、委員会に出した資料についてはホームページに公表するということをしておりますので、どういう資料に基づいてどういう議論があったかというところについては、公表するという形になろうかと思います。

○西本委員

透明性というのが、今もやっているわけだし、自信を持ってやっていると思うのです。なおかつ、透明性を確保と言う以上は、何かがあるから、もっとさらによくしていかなければいけないという課題がなければ、お金を使ってやる必要はないのではないですか。課題があるから、それをよくしようということなのではないですか。仮にこれが品川区の公契約条例ができたからやりますという、ただ単にそれをやるのだったら、本当に無駄ですよ。こういう問題があって、それを改善するためにこれが必要なのだ、だから、3人の学識経験者を呼んで、そこを精査していただきますというのだったら分かるのですけれども、そこが見えないので、3番目のところ、いろいろな事務があるといっても、これ、別に専門家がやる必要があるのかということにもつながってしまうのではないかと。何で専門家の方が必要なのですかという。その認識というか、これからこれをどのように活用していくのかというところを教えてください。

○佐藤経理課長

透明性は今も確保されているのというお話かと思いますが、行政としてはもちろんそのような形で考えてはおりますが、ただ、区民から一般の方から見てどうか考えると、行政はきちんとやっていますと言っても、本当かというところはどうしても出てくるかというのは、これまでほかの仕事をやる中でも感じる場所ですし、実際、そういった感想を持たれる、あるいは所見を持たれるということもやむを得ないのかというのは思います。

いわゆる第三者の方が我々の行政の説明を聞いた上でご意見を言っていたということで、我々としては問題ないという意見だとしても、それをいただいたということで、先ほど委員からもありましたけれども、公表していくということで、より透明性が高まって、区への信頼も高まるのではないかと思いますし、あるいは、専門的な見地から、よりこうしたほうが良いというご意見がいただけた場合は、それに沿って区の入札制度等を改善していくヒントになると考えておりますので、決してやる意味がないとは考えておりませんので、もちろん初めてやる場所ですので、やりながら考えるところもありますけれども、そういった趣旨については今述べたような形で考えております。

○西本委員

お願いというか、要望といいますか、積算値ですよ。ベースになる、人件費がこれとかという、公定価格がありますよね。示しますよね。資料に今までそれを出していないわけですよ。私たちの中に。こういうものにこれぐらいかかって、だからトータルこの金額という積算の経緯というか、そういう細かいところの数値が出てこないのです。だから、透明性というのであれば、その数字をきちんと示して、それによってどういう計算の仕方を各業者がしてきたのか。そこはあれですけれども、トータルでしかできないのかもしれないのですけれども、でも、そのどれぐらいのそういう細かい数値というところも必要になってくるのではないかと思います。今後、これを設置することによって、そういう積み

上げの積算値みたいなものは出さないのですか。出すのですか。

○佐藤経理課長

工事の件で、今、委員からご指摘がありましたけれども、今回の入札監視等委員会の所掌事務については、工事だけではなくて、そのほか物品の購入ですとか、あるいは委託も含めた形でご意見をいただくという形になっています。

工事の積算のところですけども、これまでもご説明はしておりますが、最新の単価に基づいて積算しているというところですが、これを全部公表といいますか、委員会でご議論いただくというのは、少しその場面ではないかなと考えますので、入札に関するところ、基準のところをお示しした上で、実際の実例をご説明して、その上でご意見をいただくということを考えております。

○西本委員

積算値を示すのは難しいということなのですが、できれば、どういう積み上げになっているのかというのは全く見えないので、そういう意味で言うと、透明性ではないのです。今の報告というのが不透明なのです。なので、どういうところにどれぐらいのお金がかかってという、だからトータルこれぐらいになりますと。その中での入札という形まで示してもらえればいいというのは、希望としてはあります。

それと、最後に金額なのです。ある一定の金額以上が報告をするというものなのか、それとも、個々に指名するのか。いろいろ今、契約案件と言っていましたけれども、全てに関してここで議論し、報告をするという方向なのかというのを教えてほしいのです。

例えば、標準服の無償化を例に挙げると、金額はそんなに高くないはずなのです。契約金額、契約というか、業者との、一つの学校とかになってくると、そんなに高い金額ではないのではないかと思います。

なので、そうなってくると、議会に上がってこないと見えないという部分が出てきてしまうので、それも全部含めて、この入札の監視委員会のほうへかけられて、その結果として、私たちは受けられるのか。教育委員会もありましたよね。結局は報告しないでというのもありました。そういうのもあったので、細かいものも全部これにかけて報告という形で上げられるのか、あと、一定のこれ以上とかという制限がかかるのか、そこだけ教えてください。

○佐藤経理課長

資料で言いますと、3の(1)のところですけども、対象契約のお尋ねかと思います。こちらについては、いわゆる経理課で契約事務を行う契約が対象でして、逆に言うと、所管課で契約します130万円以下の工事ですとか、そういった小規模なものについては対象にならないというところ、そのほか、例えば、水道料金ですとか、決まっているものですとか、あるいは定期的に講読する冊子ですとか新聞ですとか、そういったものは対象になります。ですので、区のそういった契約が何件あって、契約金額はこのぐらいですというのは、かなりの多くの部分を含むということでご認識いただければと思います。

また、いわゆる標準服の無償化というところについては、今、教育委員会のほうでスキーム含めて検討しているというところで聞いておりますので、今後、どういったスキームになるかによって、それが対象になるかどうかということになってくると思います。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。今、議論を聞いていて、いろいろあると思ったのですが、まず1つ、評価するべきところは、対象が公共工事だけではないというところは、これは他自治体との比較

で、売買まで入れているところも比較的出てきているとは思いますが、場合によっては23区みたいに公共工事だけというところもあるので、そこは後発というところに入れていただければいいのかなと思います。

対象となる公共工事だけだと、入札の対象契約というのがかなりの量になるので、全部見てもらうというのは当然の利益だと思っていますので、そこで先ほどから須貝委員、西本委員の話で、どこまで深掘りするのかという話との関係でいったら、恐らく3の(2)の委員会または委員が指定した対象契約というところで、これ多分、自治体でいったら、抽出案件と言われているものかなと思います。ここがどのぐらい深掘りできるのかというところが問題で、これも自治体によっては、他の自治体の要綱を見ると、委員が指定するということはできない。委員会だけが指定するみたいなのところもあったりするのですが、この辺りは、当区の場合はこれから要綱をつくられると思うのですが、3人の委員が具体的に報告を受けた中でこれを深掘りしたいのだと言ったら、深掘りできるような形になるのかというところをお願いいたします。

○佐藤経理課長

実際の委員会のどこを対象にするかというところは、第1回のときに、どのように委員会を進めていくかということを委員の中でご議論いただくということを予定しておりますけれども、委員のほうで、今ご指摘あったように、他区の事例ですと、委員あるいは委員会が、このとおりですけれども、数件、指定しまして、それを深掘りするような形で資料を出してご議論いただくという形が多くなっておりまして、区のほうでもそういった形でできればと考えております。

大体1回の委員会で5件とか6件とか、そのぐらいになろうかと思いますが、工事とそのほかの契約で、かつ、一般競争ですとか指名競争、あるいは随意契約という類型がありますので、それごとに1件あるいは2件というところを委員に選んでいただくというところが多くなっております。

○松本委員

ありがとうございます。そうすると、多分、委員の選定がすごく大事になってくるかと思っています。例えば、弁護士といっても、これはこの件ではないですが、ほかの委員で審議委員みたいなところで弁護士が入っているけれども、実は審議対象となっている分野は専門ではないということというのは、これは当区だけではなく、いろいろなところで起こっていることかなと思います。

なので、弁護士ということで、1つの職種を挙げましたが、それに限らず、できるだけこの入札の制度を専門とされている方を選任していただくようお願いいたします。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和7年7月20日執行参議院議員選挙の結果について

○石田（秀）委員長

次に、(4)令和7年7月20日執行参議院議員選挙の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、資料をご覧くださいまして、令和7年7月20日執行参議院議員選挙の結果についてご報告いたします。

まず、東京都選出の選挙区選挙からご報告します。

初めに、投票結果です。男女の計で申しますと、当日有権者数は34万6,139人、そして、投票者総数は、在外投票296とありますけれども、これは国外で投票した方296人を含みます21万5,805人の方に投票いただきました。投票率につきましては、62.35%、前回より4.02ポイント高く、投票率は23区平均では61.65%でございまして、品川区は上位9番目の結果だったところでございます。

次に、その下、投票者総数の内訳を、当日投票者数、期日前投票者数および不在者投票者数と記載しております。これまで期日前投票率は30%を超える程度の割合でしたが、今回の期日前投票の割合は39%ほどになっております。一方、当日投票は若干投票者数が減っております。これは、報道等や、実際に投票日当日が連休の中日であることから、期日前投票の割合が高くなったものと考えております。

続きまして、開票結果です。投票総数21万5,804票、有効投票が21万1,778票、無効投票は4,026票で、主な無効投票の内訳は下記に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページにお進みください。こちら、順位につきましては、得票順の表となっております。東京都選挙区全体と、一番右、品川区の得票数を示しております。東京都選挙区で選挙すべき定員の数は、改選の定数が6人および非改選の補欠選挙が1人、合計7人となりますので、順位の上から7番目までの候補者が当選人となります。

なお、今回、牛田まゆさんは戸籍名が高橋、と高橋健司さん、奥村よしひろさんとおくむらまさよしさんにつきましては、氏を記載したそれぞれ「高橋」の表が1票、「奥村」が29票ございましたので、それぞれの基礎票ごとに案分して得票数を算出しているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。比例代表選出でございます。まず、投票結果でございますが、当日有権者数は34万6,139人、投票者総数については、その右、在外投票298人を含む21万5,785人、投票率は62.34%、投票率は23区平均が61.65%でございます。

次に、その下、投票者総数の内訳を、当日投票者数、期日前投票者数、不在者投票者数と記載しております。

続きまして、開票結果です。投票者総数は21万5,784票、有効投票は21万2,054票、無効投票は3,730票で、主な無効投票の内訳は下記の表のとおりでございます。

その下の表には、得票数順に、左から名簿届出政党等の名称、当選人数、得票数、全国得票数、そして、東京都得票数、そして、一番右に品川区の得票数を記載しております。

なお、案分票につきましては、全体で9,066票で、そのうち名簿登載者の氏名に伴う案分票が24票、政党の略称である民主党、「民主党」または「みんしゅとう」を記載したものが9,042票でした。案文票につきましては、それぞれが得票した基礎票を基に算出しております。

最後に、4ページにお進みください。参考としまして、在外を除く東京都選出の年代別投票率を添付させていただいております。これまでの選挙でも同様の傾向ですが、全年齢平均の投票率が、こちら、一番下の欄、62.44%に比べて、30歳までは平均より低くなっているところでございます。これはこれまでの選挙でも同じ傾向がございしますが、ただし、前回の参議院議員選挙と比べますと、10歳代、58.88%と書いてありますが、10歳代は4.8ポイント高く、20歳代は10.11ポイント、30歳代では7.25ポイント高くなっております。これは、前回の都議選も上昇傾向を示しておりましたが、若い世代にとってインターネット上での候補者からの発信や選挙に関する啓発などがある中、関心の高い選挙であったものと受け止めております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

今回、参議院選挙というのは、すごく分かりにくいのですよね。まず、投票用紙が2枚配られるということで、お隣の区は間違いがあったようで、それが無効になってしまったというような報告もありましたし、それから、不正の投票用紙もあったということがあったのですが、品川区はそういうのがなかったのですが、気をつけたこととか、今後そういうこともあり得る部分があるので、その対応の仕方とか、何か考えられることがあるのかということと、それから、都議会議員選挙のときにも言いましたけれども、期日前投票が39%ということでは、とてもこれから多くなってくるのだろうと思うのです。そういった場合に、本人確認というのは難しいといえども、品川区で何ができるかといったら、どういう言い方か、よく考えなければいけないところではありますが、本人が行ってくださいみたいな啓発は、注意喚起ぐらいはできると思うのです。そういうことを少しやっただくことによって、抑止力にもなるのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

2点のご質問でございます。1点目は、参議院選挙のところでございますけれども、例えば、今回の事例で、2つ選挙がございましたので、東京都選挙区と比例代表の、色は違いますが、投票用紙をバロットに入れ間違えたということがございました。こちらにつきましては、品川区では必ず、期日前もそうですけれども、当日投票でも、職員がそれぞれの投票所と連絡を取りまして、チェックシートを設けておりまして、口頭でバロット、投票の交付用紙の機材の前に行ってくださいと。そこに入っている投票用紙は何色で何ですかということを必ず一つ一つの投票所に確認いたしまして、対応しております。

また、投票用紙につきましては、職員がダブルチェックで必ず入れるということ、それから、最初始まるときには投票管理者にもきちんと見ていただく。これなどの工夫をしているところでございます。

それから、2点目の本人確認でございますけれども、こちらはほかの自治体で、ご家族の方が、いわゆるほかの家族の方の投票をされたので、公職選挙法の違反の疑いということで、今、捜査がされているようなことを聞いております。

国におきましては、やはり本人確認を全てに求めてしまいますと、本人確認書類を持っていない方、特に高齢者の方等、多いですので、投票をスムーズにさせていただくのが大変困難になります。

ただし、今回ほかの自治体でもあったように、必ず住所、名前、生年月日というのは出てきますので、性別や年齢などで少し疑義のあるものについては、マイナンバーカードなどをお示ししていただくなどの対応ができるかと思っております。

ただ、あくまでもやはりスムーズに運用するために、不在者投票の裏面に宣誓書を書いていただくなどしておりますので、それは職員が疑義を感じたときに対応していくものと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。品川区はいろいろ工夫されているという、チェックを結構厳しくやられているようなので、安心しました。

注意喚起というところでは、本人確認のところなのですから、今のところ、制度的に難しいところがあるので、抑止でいいと思うのです。だから、広報で出すではないですか。選挙がありますよみた

いな広報があるので、そこに小さくてもいいから、他人を装っての投票は公職選挙法に違反しますみたいな、そういう一般的な考えでいいのですけれども、そういうのも入れることによって注意喚起になるのではないかと思いますのですが、そのところは工夫をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず、選挙特集号の広報などのお話をされていると思うのですが、やはり今回の場合でも、必ず2票あって、順番はこうに投票していただきますという、まずはきちんと選挙をしていただく、投票していただくための説明を、なるべく紙面できちんとさせていただくことから、特集号では難しいかと思っておりますが、ただ、今、委員おっしゃいました抑止力といいますか、それぞれ留意していただきたいこと、それについては、今、投票所では、例えば、記載台のそばでお話ししないでくださいとか、そういう考え方もお示ししておりますので、どのような形になるか分かりませんが、ホームページなども含めて、啓発については工夫できる部分は検討してまいります。

○石田（ち）委員

投票券が来る封筒の中に、一緒にお手伝いが必要な方というか、チェックシートというか、これを手伝ってほしいというのが入っていると思うのですけれども、あの用紙を利用した方とかというのは、統計があるのかというのと、あと、今回、入院されている方の投票で、病院側が締め切ったというような問合せで、区の選挙管理委員会に問い合わせさせていただいたのですけれども、すごく丁寧に対応していただいたという声を寄せていただきました。

なので、私も、入院されている方の病院のシステムとかもあると思うのですけれども、そういったところがなかなか知らされていなかったり、あとは、何人も、結構な方がやはり投票所まで行けないから今回は投票しないというような意見もすごく増えてきたと感じておりまして、様々、一人でも多くが投票ができるようにそういった工夫がされていると思うのですけれども、郵送投票、そういったところができる対象者の拡大というのですか。要件の緩和というのですか。そういうところを国にも引き続き求めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします、いかがでしょうかということをお願いします。

○今井選挙管理委員会事務局長

投票所入場整理券に同封しております投票支援カード、こちらにつきましては、前回の選挙から全て郵送させていただくようになっております。こちらは何回もお使いになる可能性があることから、特に回収はしておりませんので、統計等は取っておりません。

ただし、私ども職員のほうで、従事者のほうで、必ず投票支援カードに書かれていることはもちろんご支援するとともに、持っていない方でも、やはり口頭でおっしゃる方がいらっしゃいますので、コミュニティボードなどを使って丁寧な対応をしていくということは、これは徹底しているところでございます。

それから、2点目の不在者投票の中の病院や老人ホーム等における投票ですが、こちらは必ず選挙ごとに病院や老人ホームの方に説明会を実施しておりまして、こちらは期日前投票期間は、病院のほうでは、老人ホームでは、ご申請があれば、たとえ全体で投票を済ませたとしても、後からご希望が気づいてあれば対応するよというお声がけ、指導はしておりますけれども、今後もきちんとここは対応していきたいと思っております。

最後に、一人でも多くの方に投票していただきたいということでございますが、郵便投票の拡大につきましては、既に国のほうで大分前から検討しておりまして、今は介護度のところでは要介護5ですけ

れども、3、4まで拡大するような検討が引き続きされていると聞いておりますので、こちらの状況は注視してまいりたいと思います。

○石田（ち）委員

よろしくお願いします。

○石田（秀）委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 行政視察について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただいた所管事務調査の項目や各委員の要望を基に正副で協議した行政視察の案について、サイドブックに掲載させていただきました。

候補地としましては、まず、北海道帯広市で競馬事業について、北海道沼田町で市町村交流について、未定であります。所管事務調査または都市ブランディングに関連して、ほか1自治体などを加え、視察先の候補として考えていきます。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査や委員からの要望のほか、過去の総務委員会の行政視察の調査項目など、様々な観点から検討して、正副で案をまとめてまいりました。

よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○須貝委員

委員長、競馬場事業についての所管事務調査をするということは、委員長の思いの強さがあってということで私も了解はしましたけれども、品川区議会として総務委員会が競馬事業について、品川区にこの事業がないにもかかわらず視察に赴くということは、私は区民にとっては大変区民から非難される視察先だと思います。

自分自身としても、このような場所にもし行くようならば、私は辞退したいと思います。もう一度、委員長、副委員長にお任せしたとはいえ、やはり競馬事業に対して帯広競馬場に行くということは、今のこの時代で、品川区議会総務委員会としては、私はやめるべきだと。もう一度再考していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

これは私から答弁というわけでもない。伺っておきます。

○石田（ち）委員

私も競馬については、公営ギャンブルと言われますけれども、やはりギャンブルというところである以上、依存症の方も多くおられると。そこで苦しんでいる、また、そのご家族等々もあると思うのです。そこも含めた対策というのを調査するとかでしたら分かるのですが、競馬だけということになりますと、私も若干の、大丈夫なのだろうかという思いはあります。意見です。

○石田（秀）委員長

お伺いしておきます。

○山本委員

ここまで行政視察先のご選定、ありがとうございます。

今回の2か所について、選定経緯を、もし可能でしたら、お教えいただきたい。というのは、競馬事業も全国様々、ほかにもある中で、この帯広市が視察にふさわしいと思われたということと、あと、市町村交流というところも、いろいろな可能性があるところで沼田町を選ばれたというので、やはりそのお考えというところをお伺いしたいというところでございます。

それから、先に未定と書かれているところがあるので、それがさらに何か加わる予定があるのかどうかという。調整中なのかどうかというのも分かれば、教えていただければと思います。

○石田（秀）委員長

まず、当初、競馬事業を所管事務調査にということを皆さんにご了解をいただいたと思っております。特に品川区には本場があって、今、ギャンブルという話が出たのですが、競馬事業は23区でやっておりますので、個人の見解と、それは別としておいていただければと思いますが、総務委員会でも本場があるということで、必ず視察に行って、毎年それはご説明をいただいているということでありますので、それを入れたということでもあります。

まず、そこをご理解いただきたいと思っておりますが、これはこの前も少しお話をしましたが、競馬、これは歴史をしっかりと、なぜ今23区でこの競馬事業を行っているのか、その分配金の問題も今6億円まで伸びてきた。しかし、赤字のときがありまして、分配金がゼロだったということも過去、何度かあります。1,000万円クラスというときもありましたけれども、本場を抱えている品川区としては、3億円、これが本場の形の中で、今、TCKから出ているということもあります。

その中で、帯広というのは、これはばんえい競馬であります。ばんえい競馬というのがいかに赤字でしたが、様々なことがあった中で、今、黒字運営をしております。

黒字運営は、私がこれは理解している話だけでいいですか。その中で、これは勉強してみようというだけの話をさせていただくと、ばんえい競馬は、1年間の開催日の中で、必ず他の競馬場がやっていない日を選んできた。これはなぜかという理由を伺いました。なぜかということであると、競馬をやっている方というのは、毎日どこかで、ネットとかで馬券を買っている。そうすると、ばんえい競馬が日本国内の中で、全てがゼロとは言いませんが、買うところが少ない。これは多分皆さんもご存じのように、JRAがある日、これは土曜と日曜だと思っていただいて結構ですが、次に多いのは、地方競馬の中ではTCKの大井競馬場の売上げが一番多いわけでありまして、TCKが多いわけでありまして、そのときも土曜日をやると、売上げが半減してしまうと。必ず買う方は、JRAから買って、TCKに次行くということが分かっております、そういう順番でいくと、まず、ばんえい競馬は買わないという最後のところだけでも、それでやめていくのではなくて、開催日を他の競馬場と重ならないようにして利益を出してきた実績があるということでもあります。

そういうことは、品川で今、競馬事業をやって、我々も所管事務調査をやっていくのであれば、それはしっかりそういうところを吸収してくる。これも私は一つの所管事務調査の中で、品川区からそういうこともあるので、こういうことできちんと分配金で、本場のあるところにはこれぐらいの金額をしっかりと品川区に落としてよということを言うのを、ただ言うのではなくて、それなりのきちんと知識をつけて勉強して、それでその中でこういうことがあるからやったほうがいいのかということをするには、一番赤字だったばんえい競馬が、今、黒字になってくるわけでありまして、そこを学ぶというのは一つの、これは私は非常にいいことだろうと思っておりますので、そういう点で提案をさせていただきました。

それから、もう1点、沼田町は、これは宿場まつり等で20年来お付き合いをしている町であります。

その中で、20年間、北海道でということで、遠くにありましてが、交流を続けていたわけでありましてけれども、今回、防災からスタートになると思いますが、私の感覚は、沼田町が移住地として、雑誌の中ではありますけれども、日本一になりました。特にシニアの方の50歳、シニアが50歳というのは少し頭にくるけれども、65歳でも何でもいいけれども、そういうシニアの方の移住地の候補としては日本一になりました。

これは私も改めて学ばせていただくと、非常にスモールシティで、移住地として日本全国から様々な方をお呼びする、そういう体制も非常にできている町でありまして、これは今、人口が減少していると、いろいろなところの市町村交流をやるとなると、我々は本当の首都圏の品川というまちから移住地として、様々そういう交流をして移住地支援をする、移住したい方にしっかりあっせんをしていくというのは、人口減少が進んでいる市町村はまずできない。

町長とかとも違う話で話をしましたが、自分のところが人口減少をすごくしているのに、協力できないというまちもたくさんある。そういう中で、品川区は、こういう今のポテンシャルがあれば、今こそこういうときに移住地としてそういうところへ行ける方、こういうことも考えの中に入れていいのだろーうと思っていて、そういう意味の市町村交流の意味も含めて、沼田町へ行きたいという経緯です。

もう一つは、今、考えておりますが、これは駄目そうなので少し違う形を考えようと思っておりますので、それは今この時点では発表はできないと思っておりますが、そういう経緯で今2つは出させていただいたということであります。

ご質問の答えになっているのかよく分からないけれども、一応、そういうことです。

○須貝委員

私は、民間の事業は民間に任せるとというのが、区のスタンスであるべきだと思うのです。我々、やはり総務委員会として、品川区議会できちんと認定されている総務委員会ですから、品川区でやはり発展とか区民サービスの向上に私たちは貢献するようなことをできるような、そういう事業、また、政策とかそういうことを議論する、私はそういう場だと思っております。

区民の幸福、健康、そして、そういうことに対して、全般に対して、やはり総務委員会として、品川区に総務委員会があるのだと。品川区の総務委員会がしっかり仕切っているのだというような姿勢を見せないと、悪いとは言わないですけれども、ただ、私はこういう方向に行ったら、品川区議会の総務委員会の名前が廃れてしまうのではないかと思います。

ですから、私としては、先ほども申し上げましたけれども、もしこういうことならば、総務委員会の視察には参加いたしません。

○石田（秀）委員長

それはまた別な話なので、競馬の話をしているということ。市町村交流ではなくて。だから、競馬も、今説明したとおりなのだけれども、先ほどのギャンブルという話は少し置いておいたとしても、品川区が本場を持っていて、何も分からない状態の中で、そういうほかのいろいろな地方競馬のことも、ただ、品川は競馬議会の一員でもあるのです。トップには区の23区の区長の代表がいますけれども、TCKはそういう意味でいうと、議長は競馬議会の一つの主要なポジションを持っていて、競馬議会は競馬議会で、それは確かに持ち回りで、各どこかの議長がもちろん代表になっていくわけですがけれども、そういうものをしっかり踏まえて、それで一番駄目なところもある。だけど、それをどうやってよくやっていくかというのは、そういうことを踏まえて、全てのことを踏まえて、では、本場に対してはこういうことをしてよとか、それこそ今、私はこの前も言って、様々強く思ったけれども、この前も、毎年話を

聞かせていただいたときには、厩舎等の移転を考えているという。今のトレーニングセンターを移転していこうというお話もある。それには非常にお金がかかることもあるわけです。それはもちろん東京競馬株式会社との関係の問題もあるけれども、それを本場のあるところが、それでお金がかかるから分配金、または本場の金額を減らされる、そういう話を単純に我々が議会としてもそれを受け入れていいのか。それはまた違うだろうということをしかり踏まえるべきだと私は思っているのですということは前回も話をさせていただいたので、そういう意味で所管事務調査もさせていただいたし、それを候補として、そういう一番赤字だったところを選ぼうかというつもりでいるというようなところであります。

説明はそれだけです。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、ただいま皆様からもご意見をいただいたことを踏まえまして、先方との調整に入ります。次回の委員会において改めて正副案をお示しして決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、皆様からいただいたお声、また、その他様々、先方の状況等もありますので、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて正副にご一任をいただければと存じます。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私から、その他で、これまでのパワーハラスメントについて、区が内部の状況を把握するために行った組織内のアンケート結果の一部の情報が新聞報道されました。西本議員が一般質問で取り上げ、総務委員会でも、所管質問の申出に基づき、そのときもアンケート結果について、所管部局の了承もなく外部に提供されたことは誠に遺憾であるとか、地方公務員法第34条の話も出たり、こういうことで厳正に対処していくという答弁もあった。このような答弁の内容も含め、所管質問の申出の中で、内容を含め質疑が行われてまいりました。

ここからは私見でもありますけれども、区の管理職や職員の皆さんも、総務委員会のやり取りを注視している方が少なからずいらっしゃったと私は考えています。そこで、アンケート内容とは別に、職員の皆様がパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど訴えやすい体制を整備し、職員の皆様が区民のために働ける環境をつくっていくことが重要と考えています。

議会の総務委員会の公の場でご意見をいただき、最後に皆さんからご意見をいただいた後、対応について行政からお考えを伺います。したがって、質疑等は済んでいるということで、質疑はいたしません。よろしくお願いをいたします。皆さんからご意見をいただいて、最後に行政側からご意見をいただく。ご意見というか、聞いた内容を伺うということで行っていきたいと思っておりますので、今まで常に行政発信でありましたけれども、今回総務委員会で取り上げたというのは、議会側からしっかりとそれは述べていく、意見を言うていくという位置づけでその他で取り上げさせていただきましたので、皆様から順次ご意見をいただいきたいと思っております。

それでは、まず初めに、澤田委員からよろしくお願いをいたします。

○澤田委員

今回の件についてですけれども、行政側の皆様も、周知啓発や研修などによって、そもそもハラスメントの被害者、加害者を生み出さない取組ということについてより一層力を入れていただきたいということと、今後、ハラスメントを受けて苦しむ職員の方が相談する際に、不利益を被らないよう、苦情処理委員会の外部人材の……。

○石田（秀）委員長

発言していただいているのは結構なのですが、先ほど録音申請の話もあったので、みんな聞いている人が聞こえづらいというので、もう少し声を大きく言ってください。

○澤田委員

すみません。失礼しました。では、もう一度。

今回の件ですけれども、周知啓発や研修などによって、そもそもハラスメントの被害者、加害者を生み出さないという取組に今も取り組んでいらっしゃると思うのですが、より一層力を入れていただくとともに、今後、ハラスメントを受けて苦しむ職員の方が相談をする際に不利益を被らないよう、苦情処理委員会の外部人材の登用など、安心して相談できるような相談苦情窓口の在り方についてさらにまた検討していただき、苦しい思いをしている方のためにも早期解決できるよう、引き続き取り組んでいただけたらと思っております。

○山本委員

石田委員長、議題としてお取上げいただきありがとうございます。

品川区におけるこの問題について、これまでの経緯への考えや思いを含めて、私の意見を申し上げます。

まず、昨年実施されたパワーハラスメントに関するアンケート結果について、非常に残念な思いを抱いております。区としてアンケート結果が非開示のままであり、開示に向けた主体的な取組が見られない点は大きな課題だと考えます。

さらに、アンケートの厳しい結果を受けながら、新たな対策や改善策が十分に打ち出されていないことも非常に残念です。

体制が整備されているとされながら、相談件数がゼロ件というのは、まさに相談できない環境になっていることを意味しているのではないのでしょうか。現状は、パワーハラスメント防止の仕組みが有効に機能していないことを示していると受け止めています。これでは、パワーハラスメントの被害が可視化されないまま、組織内の負の連鎖が広がる危険性がある、もしくは広がってしまっていると考えています。

例えば、ある上司からパワーハラスメントに相当する無理な要求があり、それを受けた職員の方が無理な要求を通すために、やむを得ず部下の方に同じようにパワーハラスメントに相当するような行き過ぎた要求をするという連鎖が起こるということです。

相談できないことで、様々な職員の皆様の間で被害が蓄積し、やがて職員同士の信頼関係や組織全体の健全性が損なわれるという悪循環が生まれてしまいます。

アンケート実施後、半年以上経過する中で、新聞報道や区議会でも取り上げられて、ようやく動く受け身の姿勢が目立つことも残念でなりません。

また、先日の一般質問における答弁や都政新報の記事に見られるように、いわゆる犯人捜しとも受け取れる区からの発言がありました。もし私が職員であれば、このような状況は非常につらく感じます。

パワーハラスメントを受けていても、ご自身やご家族の生活や人生がかかっている中で、声を上げることは容易ではありません。本当に思っていることを言えない現実がそこにはあると強く感じています。

品川区は情報公開を重視しているはずですが、このままでは不都合な事実を隠そうとしていると受け取られかねません。今後どのように信頼を取り戻すかが重要であり、ここからの対応が問われていると考えています。

これまで一般質問の答弁での機会、区長から、調査結果を真摯に受け止め、ハラスメントがない、一人一人が力を発揮でき、働きやすい職場環境整備に引き続き努めていくとのご発言がありました。ここまではもう仕方がないとしても、ご決断をいただいて、ここからその実現に向けて、言葉だけではなくしっかりと動いていただきたいと心から願っております。

以上の思いから、今後の対応として、特に次の2点を強く要望いたします。

第1に、第三者を入れた調査を再度丁寧に行って、アンケート等の調査結果を前提とした検証、そして、公開をしっかりと進めることです。客観性と透明性を確保することで、職員の皆様、この事実を知った区民の皆様からの信頼を回復することが必要だと考えます。

第2に、パワーハラスメントを訴えた職員の方が安心して相談でき、公平公正な判断が担保される体制を構築することです。現在の相談制度では声が届かない現状を変えなければなりません。職員のウェルビーイングなくして、区民のウェルビーイング向上は果たせません。都政新報の記事にも書いておりましたが、私も全くそのとおりだと思うのです。

以上の2点を確実に進めることで、真に働きやすい職場環境の整備を強く求めます。

○石田（ち）委員

私は、先日の総務委員会の議論の際は体調不良で欠席してしまっていたので、議事録等もよく読ませていただきました。やはりこの発端となっているアンケートは、これまでのそうした答弁等を見ても、ハラスメントに関する職員の意識、実態を把握するものとして、区としては初めて調査したものだと。そして、その結果をもって、管理職向けの研修に活用していくということだったと思います。

そのアンケートに答える際にですけれども、大きく公表するものではないので安心して答えてもらいたいという前置きのあったアンケートだったと。なので、実態を把握し、これからどのような対応が必要なのかという、ハラスメントをなくしていくための品川区のさらなる取組に活かすための調査だったということだと思います。

ですが、部長級の3割がハラスメントを受けたことがあるということで、それ自体は大変なことなのですけれども、それをもって加害者は区長や副区長だと決めつけることはできないと思います。

区のハラスメント防止に関する基本方針、また、厚生労働省の職場におけるハラスメント対策パンフレットにも、ハラスメントは上司からとは限らない。同僚または部下による言動もハラスメントになるということが書かれています。

都政新報等では、一般的には上司から行われるものだと端的に書かれておりますけれども、それだけではないということ、そこに縛られることは逆に危険だと思っています。

また、議員からということもあるかもしれません。

ハラスメントの相談窓口には部長級からの相談はゼロということもありましたけれども、具体的な訴えはない下で、臆測で事を掘り起こすことは、安心してアンケートに答えた職員を裏切ることにもなりまじ、被害者から直接訴えもなく第三者委員会等で取り上げることは、被害者もあぶり出されるような二次被害にもなりかねません。臆測で加害者を決めつけるような事態を、こうしたゆがんだ形で取り立

てるような状況では、それこそ安心して相談することもできなくなります。

こうした調査を基に、今さらに進めるべきことは、安心して相談ができ、適切に被害者に寄り添った対応がされる、そうした仕組みをつくることこそ必要だと思っています。

○松本委員

おおよそ今、各会派から意見が出ていたので、大体主要な点は出ているかと思います。基本的にはこの問題は、ハラスメントの行政側の対応ということなので、第三者性の確保、あと、今回のアンケート結果では、被害者の方の情報が外部に漏れないような守秘性の問題、あとは、相談しやすい体制の整備というようなところに大体収れんされていくと思います。どちらも、多分、行政側も認識があると思いますので、我々議会としては、こうした体制整備が行われたら適宜ご報告いただいて、それで我々としても、具体的な被害状況ではなくて、体制のほうをご報告いただいて、我々としても、改善点があるのであれば、ご指摘させていただきたいと思っておりますので、情報公開のところをしっかりとさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

○須貝委員

前回の話からすると、まず、アンケートを取ったということですね。ハラスメント、パワーハラスメント、その他何かありませんかということを取った。公表しませんという話で取られました。それは、実情はどうかということをまず調べたという、私はそう思っているのです。

それで、実際、国のほうでも総務省のほうで、地方公共団体においては各種ハラスメントに関する職員アンケート調査というのをしています、調査結果を公表していますよね。4月25日。そこに書いてありますけれども、パワーハラスメント防止について、2020年から労働施策総合推進法により、これを管理上の措置を講じる義務がある中で、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたと回答した者が15.7%、「見聞きした」については38.1%に上っており、うち行為者の上位1位が上司、2位が幹部であることは、自治体当局や責任者の認識の低さを露呈したものとして厳しく評価されるべきであると。昨今、市長などによるハラスメント被害の報道も後を絶たないが、これらは氷山の一角にすぎないというような、そういう調査結果も出ています。

それに準じて恐らく区のほうも、これは調べなければいけないのだということで私は動いたと思うのですが、実際、まだその段階で、それが実態なのか、実際どうかというのは、もう一回アンケートなり意見をいただかないと分からないのではないのですか。取りあえず意見をいただいた。でも、すみません、それ、どういう内容なのですかというのをもう一度お聞きする場が私は必要ではないかと思うのです。

だけど、品川区のほうでは、その段階で止めてしまったのです。公表しないということで、今の段階では。公表しないということは、何か後ろめたさがあるのか。それとも、兵庫県のように、全く公表しないで、これは公表してしまうとまずいというような資料なのか分からないのですけれども、まず、アンケートで実際どうかのか問いかけたのなら、それは区民もしかり、我々区議会にも私は報告して、こういうことのアンケートをしました、実際こうでした。国のほうの結果も相当の数のパワーハラスメントが出ているという結果が出ています。でも、それから区は改善していこうとしているならば、その結果でまた職員に問いかけて、実際はどうか、いろいろ見聞きするのが私は大事なことだと思うのです。実態を調査する。そして、今後、品川区の職員の職場環境を改善していくという方向に歩み出さなければ、また何かそこで隠蔽とパワーハラスメントが品川区の中で横行していると私たちは捉えざるを得ないのです。

私はそれは大きな損失だと思うので、いや、そういう約束でアンケートを取ったというのは分かりますけれども、逆に、一部漏れた云々ということがあれば、私はそんなに公表しても、名前も入っているわけでないならば、私は公表して、品川区は正々堂々と職場環境を変えます、国がこのようにアンケート調査をやっていますという方向でかじをしっかりと一つの方向に切って、私は進むべきことだと思うのです。

それを、いや、今、区はこうするべきだ、ああするべきだといっても、まだアンケートで実際、これ、きちんと調査したのですか。それぞれまた第2回第3回でその方たちから意見をいただいているのですか。実際、職員間の中で意見を聞いて、いや、1,000件ぐらいこういう情報がまた個別に来ていすということはあるのですか。

最初の出だしが私はまずかったと思うので、職員のことを考えるならば、私はもっとオープンにして、我々にも知らせて、区民にも知らせて、こういう結果で、これから改善していきますと。それから、職員の意見も聞いていきますと。そうでもない、敦賀市のほうでありましたけれども、当時38歳の男性職員が自殺した。それから、岩手県の鹿角市では、市長によるパワーハラスメントの問題があつて、多くの職員が精神的に身体的に苦痛を被り、職務への意欲低下、健康被害といった個人的なもの以外に、本当に下手すれば自殺に結びつくということにもなりかねない。やはりそれを差し止めるために、私はアンケートを取って、これから進もうとかじを切るならば、そういう方向で正々堂々とやってほしいと思います。

約束事は分かるのですが、逆にそれが兵庫県のように隠蔽と見られて、私は大きな損失ではないかと。せっかく職員の職場環境を直していこうということで、それが逆に完全に隠蔽というふうになっているのかと思います。

今、若手職員の離職ということもあります。これ、人事課のほうで苦労されていると思うのですが、そのほかに、民間企業でも大変なのは、若手職員をどうやって指導したらいいのだと。要は、上司が若手職員に頭を下げながら仕事を頼まないとかやってくれないという方がすごく増えてきた。それは教育のせいなのか分からないですが、上司が若手職員に腫れ物に触るような教育しかできないような実態が出ているという話も聞いています。

そういうことを思うと、軽々に決めつけてやっていく話ではないし、私はきちんとオープンにして、正々堂々と解決していったほうが、品川区にとってよかれと思います。意見です。

○西本委員

まず、残念なのは、ここに資料がないということです。前回の委員会の中では、出せないと言っておりましたけれども、でも、私たちの総務委員会のいろいろな意見の中では、しっかり見せるべきだということ。それがないと分からないと。判断がつかない部分があるので、ほとんどの人が要望したと思うのです。それに対して、この場所に、この議場に資料がないということ自体が、やはり隠蔽なのではないかと思われても仕方がないですね。

別途、私は個人的に議員として情報公開制度を使って請求しております。結構な数の種類を出しましたので、超過しますよという連絡はいただいておりますけれども、そのときに出てくるのか出てこないか。もしもこれが情報公開でも取れないという内容のものであるならば、これ、やはりおかしいです。幾ら職員の方々に内部の資料としてと言っても、議会の中に出てきてしまっている、議論もしている中で、その資料はやはり出すべきだと思います。

臆測でと、先ほどありました。臆測ではないです。アンケート結果でこういう結果になったというこ

となのです。だから、その証拠をしっかりと見せてという話ではないですか。それによって議論しなければならない項目だと。なぜならば、職員の方々の職場環境をよくしていかなければ、区民に対しての行政サービスも低下するわけです、質と量も。だから、私たち議会の中でも、職員の教育、職員の方々が気持ちよく仕事ができるための環境を整えるというのも、この総務委員会の大きなテーマだと思うのです。それをアンケートの結果も出さないというのは、本当に私たちの仕事に対して理解していない。議会蔑視も甚だしいと私は思っております。

皆さんおっしゃっていたように、安心して職員の方々が相談できる環境が必要だけれども、現状では相談などできません。だって、そうでしょう。全部区長に行ってしまいますからね。副区長に行ってしまいますからね。そういう仕組みです。だから、第三者的なところの機関をつくってくださいと。そういう区長、副区長とかではなくて、本当に全く関係ないところで相談が受けられるというところが必要なのではないかということにあるのです。それでないと、息のかかった人に、息のかかった弁護士等々に相談などしません。ということだと思います。だから、ゼロなのでしょう。だから、相談している人はいませんという結果になってしまうのではないのですか。それだけ信頼がないのだろーと思います。

なので、一番の問題は、信頼をなくしている状況でどうやったら信頼を受けられるようになるのか。話をしてくれるような状況になるのか。犯人捜しをやるなどということをやっていたわけです。みんなビビりますよね。やりたくないですよね。そういうことをやられたら、話したくなくなりますよね。信頼関係はゼロだと思って取り組まなくてはいけないというぐらい、信頼関係はないと思います。

そして、パワーハラスメントの定義の中に、もちろん部下から上司というのものもあるでしょう。それは分かっています。でも、大抵はパワーハラスメントと言ったら、上司から部下でしょう。それも調べなければならぬのです。調べたらいいのです。どのぐらいの割合でどうなのか、調べたらいいのです。

もしも部長の上といたら、区長、副区長です。区長、副区長を、今の制度の中で誰が管理するのですか。調査するのですか。今の状況だと、できないでしょう。なので、研修をやります。誰が研修するのですか。区長、副区長にもきちんと研修してくれるのですかということも含めて、やはり現状ではよくなるという要素が全く見えないのです。だから、これを機会に、皆さんおっしゃっていますけれども、このアンケートを機に、しっかりその中身を精査して、そして、そこに一人一人の職員の方が何かあったら相談しやすいような信頼関係をまず築くというところが先ではないかと思うのです。

私の今回の一般質問の答弁は、完璧に信頼をなくしました。ここで言わせてもらいますけれども、あの答弁では、信頼関係はなくなります。もう一度皆さん、議事録を読んでいただきたいと思いますけれども、私は非常にかわいそうだと思った。あまりにも心のない答弁だったので、非常に私は残念に思っております。犯人捜しをするような、そういう雰囲気も醸し出して、職員の方々は萎縮してしまいますよね。

そういうことをやったということは理解していただきたいと思うし、私が皆さんにお聞きしたいのは、どうやって信頼関係を築いていきますかということです。信頼関係を築かなかつたら、言いたくも言えない。みんな口をつぐんでしまうということになります。それは後ほど答弁、お考えがあるのであれば、そこのお考えを聞きたいと思っています。

あとは、皆さんが言っているような、要望がありました。安心できるような相談機能を見直すべきだとか、それから、今回のアンケートの内容をもっと広く調べるべきではないのかとか、あとは、個別のきちんと話ができるような、そういう体制が取れるのだろーかとかということを、私たちの今までの意見も、大半、まとめるとそんな感じだと思いますので、それに対して誠意のある行動を示していただき

たいと強くお願いしたいと思って、私の考えといたします。

○塚本副委員長

前回は多少述べましたが、そもそもアンケート自体が、職員に対してアンケートを取るときに、外には漏らさないということを前提として取った以上、それを公開するということは、やはりこれは裏切りになってしまう。そうだと思って書いた人がいるのだから、それを表に出してしまうと、それはそれでやったという人はいるかもしれないけれども、そうではないという人たちに対しての配慮は絶対必要なので、これは軽々に公開とかということに踏み切れないというのはよく分かります。

その上で、今回の結果を踏まえて、区として対応しなければいけない課題とかというのをいろいろ認識しているということは、恐らくそうなのだろうと思いますし、それに対しての対策ということもしっかり取り組んでいていただきたいというところで、一番大事なのは、ここは皆さんと同じところだと思いますけれども、安心して相談できるというのですかね。ただ、今みたいな状況になると、かえってそういうところにうかつに相談できないと思ってしまいます。区の体制だけではなくて、いろいろな人が目を光らせて、何かないか何かないかと見られているから、うっかりどこかで自分が相談したことが漏れてしまうのではないかと。この状況も非常によくない状況だと思います。

ましてや第三者委員会とかという話は極めてまだ拙速な話で、こういう事案というのは、別に今回に限らず、組織とかそういうものがある以上、運営していく上では絶対パワーハラスメントというのが起こってくるわけだから、その都度、毎回第三者委員会なのですかという話になれば、ますますいろいろなところで相談しにくくなってくるし、ただ、大事なのは、今でも弁護士の第三者の相談の窓口があるのだと言っているところが、本当に外には漏らさないし、本人に二次被害といったものも起こさないし、そういうもので相談できる場所なのだとすることをしっかりと区民の中に示してもらって、相談をしていただく。

今回のアンケートは、そういう意味では、受けた側の思いということでの、パワーハラスメントというものを受けたと思いますということの、受けた側の率直な思いを聞いていますので、それが直ちに客観的にパワーハラスメントと認定されるかというのはまた別の話になってくるから、やはりそういうことを含めて、きちんと相談できる体制というのはきちんとあるのですということをしっかりとつくってもらいたいということは要望として述べたいと思います。

○石田（秀）委員長

私も皆さんが大体おっしゃっていたことが大分絡んでいる、重なっていることが非常に多いと思っています。

ただ、私は、この前、アンケートのことで、様々皆さんからもお話をいただきました。個人名はないのだとか、具体的な内容はなかったというようなお話をいただいて、けれども、これは内部資料としてやってきて、それは公開かどうか。私はその段階ではないと思っていて、それはそれである一定程度、納得をしたとして、けれども、私が思っているのは、職員の方が、皆さんが疑心暗鬼になっているような気がしてならない。何をやるにしても、様子見をする。そして、そういうことをしていると、仕事をしなくなるということが起きているのではないかと思っているわけです。それこそ上司に、これ、古いと言われるかもしれないけれども、報告、連絡、相談というのがあるわけです。品川区の職員の方は、必ずこれをやらなくてはいけないと思うのです、行政というのは。全体で判断をしなくてはならない。最終的には責任は区長が取るわけだから、どこの会社でも会社の社長がそれは責任を取るわけです、民間でも。だけど、行政はもっとそれを問われると思うし、それは部長職の方であろうと、課長職の方

であろうと、係長の方であろうと、様々、そこはその部署が課題、問題があったときには一体で対応していくべきだと思っていて、そこが私は、「うーん、ちょっと」と思うような事例が出てきているような気がしてならない。これは、だから、私の個人的な見解だから、そういう気がしてならない。

それで、先ほども言ったように、今、コンプライアンスの課長がどうと言うつもりはないけれども、コンプライアンスの課長はしっかり対応できて、しっかりされた方という評価があったとしても、やはり内部は私は非常に難しいのだろうと思う。それは外部で、それはどういう方かというのは、先ほど少しお話もあったけれども、区長、副区長から見れば、全部仲間の弁護士を選んでということではなく、客観的に物事を判断できる方というようなところで、きちんとしっかりそこに相談ができるようなところを外部につくるべきだと思います。

そこがまず一つで、必ずそれは個々の対応が出てくるわけで、そこには必ず証拠というのが出てくるわけで、証拠がなければ、何でもただ騒ぐ。逆もあるわけだから、先ほど言ったように、せっかくそういうのができてきたら、逆に仕掛けてやろうぜみたいな人が出てこないとも限らないわけだから、そこはしっかりまずそれをやっていく。そこに相談ができるのだというぐらいのことをまずつくっていかないと。

研修というお話もあったけれども、私は、研修というのは、大分前からパワーハラスメントだとかセクシャルハラスメントだとかの研修を皆さんやってきて、職員の皆さんと係とかで、どこか打ち上げだ、歓送迎会だと前はあった。今もあるけれども、だけれども、管理職の人たちはどうしているのか、前からこんなことあると聞いたりすると、いや、プライベートのときはしゃべると大変なことになってしまうからなるべくしゃべらないようにしますみたいな、そういう話を聞いたりするというのは、昔からありますよね。そういうのを、ここで研修をやっても、同じような話になってもしょうがないと思うのです。けれど、そこはしっかり下の方々も、先ほど信頼関係というのがあったけれども、信頼関係があって、仕事なのです。きちんと相談をして、区民のためにしっかり働ける。そのような環境を、これは難しくてもつくってってもらわなければしょうがないし、やれるのは皆さんなので、今ここにいらっしゃる管理職、それから、副区長も含めてやっていていただける方はここにいらっしゃる方だと思って私は信じているので、ぜひそこら辺のところを踏まえていただいて、大変かもしれないけれども、職員の方々が本当に区民のために、何度も言うようだけれども、しっかり働いてくださるような形を取っていただきたいというのが私の切なる願いであります。

私からはそれだけです。

○堀越副区長

区としての考え方ということでしたので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、区としては、ハラスメントの防止、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、新たにカスタマーハラスメントに関する基本方針もつくりましたので、これに取り組んでいくというのが基本的な考え方となります。

今回のアンケートも、ほかの自治体ですと、何か問題があったときにアンケートを取ったりとか、そういう事例もありましたけれども、私どもとしては、早めに意向を確認する、傾向を確認するという意味で、早めに実施させていただいたというものでございます。

先ほど来、ご意見いただいておりますが、そういった趣旨で行っているというのはこれまでもご説明させていただいているとおりでして、個別の事案とは別でございまして、個別の事案とは別で求めているというので、事実認定というのはまた違う形で、これを分けて考えていくことが前提だと思ってお

ります。

ただ、その一方で、個別事案につなげて対応していくこと、これが非常に大事だと思ってございますので、そのような中で、例えば、今お話がありました外部相談窓口も、大分早めに設置いたしました。先ほど委員から、外部の弁護士のことに対する言及がありましたけれども、しっかりやっていたいでいる方で、フラットな、第三者の立場として相談を受けていただいているという部分がありますので、それはしっかりやっていますので、それをまず明確に述べさせていただきたいと思います。

実際にいろいろな相談も受けておりますし、パワーハラスメントの具体の事案もありますし、そうでないものもあるというのが実態のところでございます。

こちらは外部のほうに直接連絡できる仕組みになっておりますので、そちらの周知をさらに徹底していきたいと思ってございます。

それから、まとめますと、個別の事案に対してしっかり対応していくこと、安心して相談できるというのが1つと、その個別の事案につなげていくための環境整備、この大きいところと、この2つの視点の対応が大事だと思ってございます。職員がしっかりコミュニケーションを取って、いい仕事をしていくことが大事だと思っていますので、働きやすい職場づくりにより一層、今いただいた意見も踏まえまして、努めていきたいと思っています。

○石田（秀）委員長

今日はそういう趣旨でやらせていただきました。これから個別のこと、また、全体でいろいろなことが起きてきたときには、またそれはそれで総務委員会に取り上げていきたいと思っていますので、我々もしっかりそれは見守ってというか、我々としたらある一定程度は見守るしかないので、それは我々は信用していますので、ぜひそれをしっかり、そういうことが、最終的には、先ほども言いましたが、職員の方々が相談できる体制、しっかり仕事ができる体制、それを今もやっていくというおつもりなのでしょうから、今日はこれで終わりにさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○須貝委員

すみません。前も委員長がおっしゃっていたかもしれないのですが、こういう話を品川区議会としていろいろ議論をして、総務委員会に出たわけですが、品川区議会としても、何かそれに対する、職員を守る、職員を支えていくという意味で、委員長のほうから議長のほうに、区議会としても何らかの対応策を考えられたら、職員に対する支援、それを考えられたらどうかと。たしか委員長がおっしゃっていたと思うのですが、そういうことを私は委員長に申し上げたいと思います。

○石田（秀）委員長

そこまで私は言っているつもりはありませんけれども、皆さんからそういう、今、須貝委員からもそういう話がありました。これは私の枠を超える話でありますので、須貝委員からこういう話があったということは、議長にもお伝えさせていただきますので、だから何をやろうとか、どうしてくれという意見は私はつけるつもりはありませんので、そこは分かりました。あとはこれから本当に我々総務委員会としては、そういう意味で、何かありましたら、それは総務委員会でしっかり取り上げていければと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 2 8 分閉会